

改正GX推進法の施行に伴う 目標設定型排出量取引制度の 対応に関する検討会議（書面開催）

環境部 温暖化対策課



1 国排出量取引制度と二重規制防止

○ 国排出量取引制度（R8.4施行）の概要

- ・対象とするCO₂ 直接排出*によるCO₂
* 燃料の使用、工業プロセス(セメントなどの製造時)で発生
- ・対象事業者 上記CO₂排出量 10万t/年以上
- ・地方自治体に対して、**二重規制防止の規定あり**



法律上県が実施可能な制度

	県計画制度	県排出量取引制度
国制度対象者の燃料の使用によるCO ₂ 排出	可	不可
国制度対象者の間接排出(熱・電気の使用)	可	可

県計画制度 : 引き続き同様に実施可能

県排出量取引制度 : 燃料の使用分は対象外としなければならない
間接排出は引き続き対象とすることが可能

注) 本資料において、国制度は国排出量取引制度を、県制度は県排出量取引制度を指す。

2 国制度対象者の推計

温対法SHK制度の公表値及び県制度実績値から推計

	国制度対象となる事業者数	同事業所数	CO ₂ 排出量(2022年度)			
			燃料の使用	電気の使用	熱の使用	工業プロセス
	27者 (22者)	52事業所 (35事業所)	124万t (120万t)	59万t (51万t)	0.1万t (0万t)	265万t (265万t)
県制度 (633万t) に対する割合	5.7%	9.1%	19.6%	9.3%	0.1%未満	県制度対象外
県全体 (3,782万t) に対する割合	-	-	3.3%	1.6%	0.1%未満	7.0%

(* カッコ内は国制度対象事業者・所のうちの工場の内数)

・ 国制度対象者の特徴

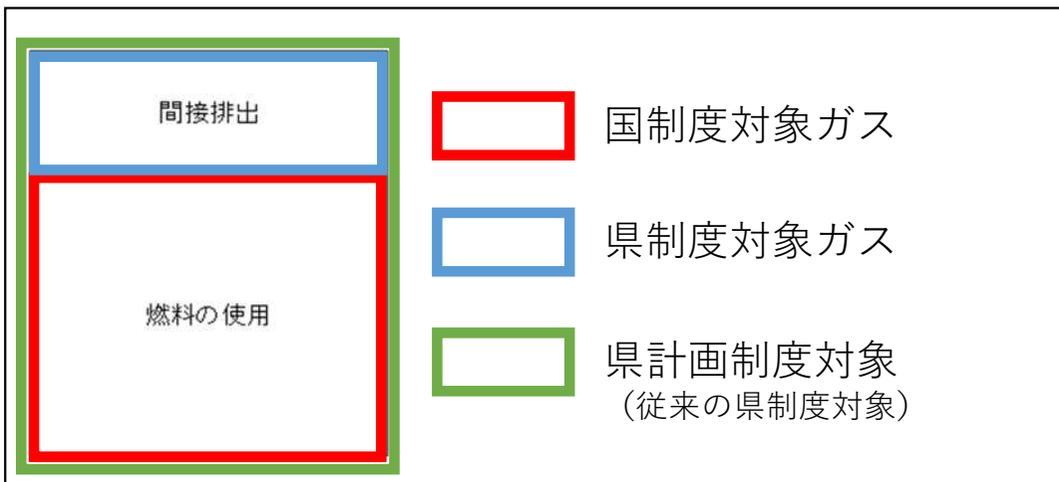
工場が多いため燃料の使用による排出割合が高いものの
電気・熱の使用による排出についても県排出量取引制度の約10%を占めている

3 国排出量取引制度への対応方針

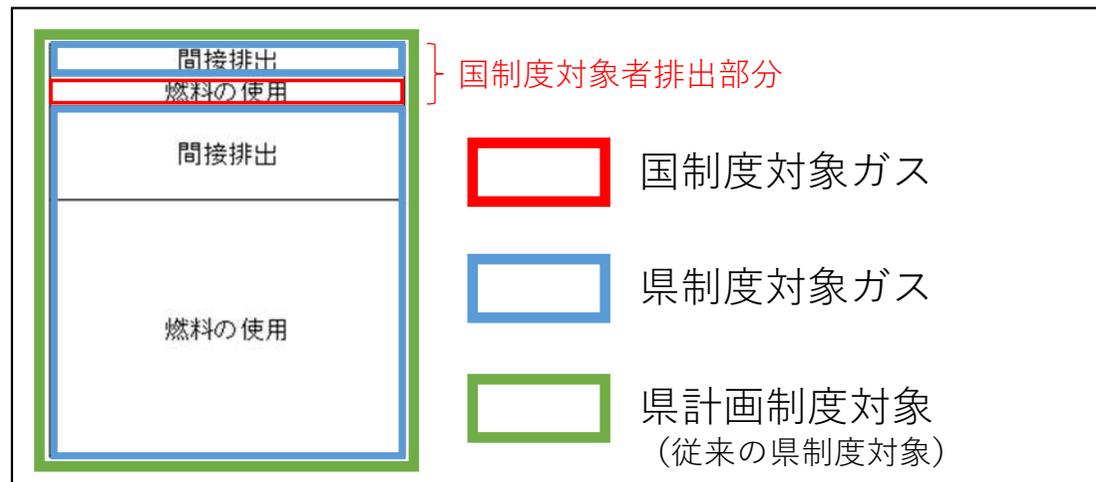
○対応方針

- ・県排出量取引制度の目標設定ガスから国制度対象者の**燃料の使用による排出を除く**
(国制度対象者の間接排出は引続き県排出量取引制度の対象とする*)
 - ・県計画制度は、国制度対象者の燃料の使用によるCO₂排出を含めて報告する
- * 間接排出分のCO₂排出量が、県排出量取引制度の対象となる要件を満たす場合

例1 事業所全体を国制度対象者が使用



例2 事業所の一部を国制度対象者が使用



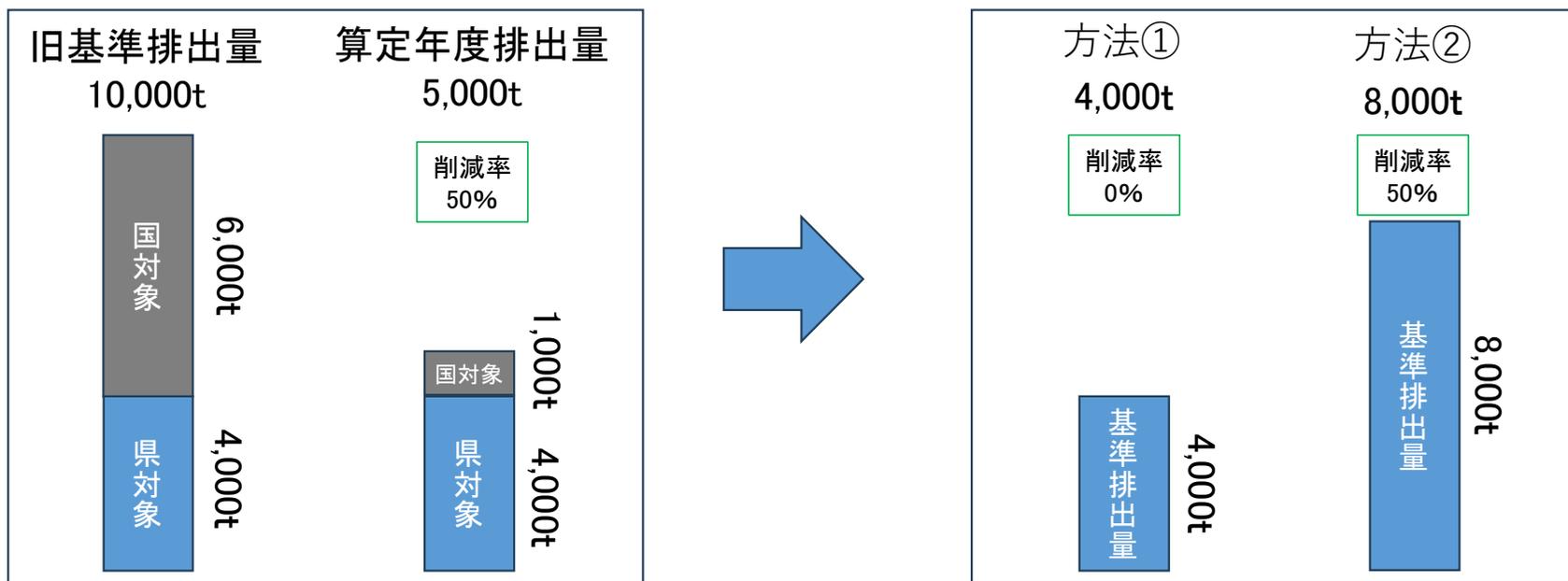
4 県排出量取引制度の設計案

(1) 基準排出量の調整

- ・国制度対象者の燃料の使用分について基準排出量を調整
- ・以下の2つの方法から事業者が選択（基準年度の国対象ガス分が不明な場合は②の方法で調整）

- | | | | |
|---|--------|---|-------------------------|
| ① | 旧基準排出量 | － | 旧基準排出量の決定・変更時の国対象ガス分 |
| ② | 旧基準排出量 | － | (旧基準排出量 × 算定年度の国対象ガス割合) |

例 基準年度よりも間接排出の比率が高くなっている場合



4 県排出量取引制度の設計案

(2) 県排出量取引制度に残る排出が少ない事業所への対応

- ① 県制度に残る排出によるエネルギー使用量（廃止判定エネルギー使用量）が「3年連続1500kL未満の事業所」又は「1年1000kL未満の事業所」は制度対象外となることを申請できる（R6,7に遡って廃止判定エネルギー使用量を算定してR8から制度対象外になることを申請できる）

現在の大規模事業所の廃止と同様の取扱い

15事業所、3万t-CO₂が県制度対象外となる可能性（県制度の0.5%）

- ② 廃止判定を満たさなくなった場合にはその年度から県制度の対象となる
その場合における基準排出量は従前の基準排出量を原則とする

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
国制度対象	—	—	○	○	—	—
規模判定エネルギー使用量	1,500kL以上	1,500kL以上	1,500kL以上	1,500kL以上	1,500kL以上	1,500kL以上
廃止判定エネルギー使用量	1,000kL以上 1,500kL未満	1,000kL以上 1,500kL未満	1,000kL以上 1,500kL未満	1,000kL以上 1,500kL未満	1,500kL以上	1,500kL以上
県制度対象	○	○	対象外	対象外	○	○
県計画制度対象	○	○	○	○	○	○
基準排出量 国対象 7,000t その他 3,000t	10,000t	10,000t	—	—	10,000t	10,000t
		第4削減計画期間1			第4削減計画期間2	